

下呂市告示第100号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定に基づき、下呂市森林整備計画を変更したので、同法第10条の6第4項において準用する同法第10条の5第10項の規定により告示する。

令和7年3月31日

下呂市長      山   内      登